

「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の進捗状況について

H29.12.18 こども政策課

栃木県では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度を初年度とする栃木県子ども・子育て支援事業支援計画「とちぎ子ども・子育て支援プラン」（計画期間：平成27年度～31年度）を策定しています。

このプランの平成28年度の進捗状況について、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の規定に基づき公表するものです。

1 平成28年度の進捗状況

「とちぎ子ども・子育て支援プラン」では、目標年度である平成31年度の数値目標として、43の指標を設定しています。

平成28年度の進捗状況をみると、平成28年度の目標値を達成し、又は前年度より改善したと評価できる項目が35項目（81.4%）、改善されていない項目が8項目（18.6%）となりました。



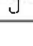
全体的には、目標とする子ども・子育て支援の環境整備はおおむね順調に進んでいると判断します。

「とちぎ子ども・子育て支援プラン」指標総括表




施策項目	目標 指標数	平成28年度目標値に対する達成状況		
				
共通（合計特殊出生率・子育てをしたいと思う親の割合）	2	1		1
(1) 結婚を応援するための取組	1			1
(2) 母子保健対策の推進	8	6	2	
(3) 地域における子ども・子育ての支援	16	7	5	4
(4) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	4	2	2	
(5) 子育て等を支援する生活環境の整備	1	1		
(6) 仕事と生活との両立の支援	1			1
(7) 子どもの安全の確保	2	1		1
(8) 援護を必要とする子育て家庭等への支援	8	8		
計	43	26 (60.5)	9 (20.9)	8 (18.6)
	(前年度)	28 (65.1)	6 (14.0)	9 (20.9)

【目標値に対する達成状況の区分】

※（ ）は、パーセンテージ

区分	目標値達成度の判断
	目標値を達成した。
	目標値は未達成だが、前年度より改善した。
	目標値は未達成であり、前年度より改善していない。

各施策の進捗状況

- 共通施策（合計特殊出生率・栃木県で子育てをしたいと思う割合） [ : 1  : 1]
- ① 2指標中1指標で目標値を達成しましたが、1指標で目標値を達成していません。
- ② 全国平均（1.44）は上回ったものの、本県前年値（1.49）を下回っており、少子化対策に一層積極的に取り組んで参ります。
- (1) 結婚を応援するための取組 [ : 1]
- ① 1指標中1指標で目標値を達成していません。
- ② 若者人口の減少や厳しい雇用状況、結婚するのが当たり前といった社会的圧力の低下などの要因により、我が国の婚姻件数は長期的な減少傾向にあり、本県でも減少している。婚姻率の上昇を目指し、本年1月に設置した「とちぎ結婚支援センター」を中心に、結婚支援の取組の充実を図って参ります。

(2) 母子保健対策の推進 [🌞 : 6 🧑 : 2]

- ① 8指標中6指標で目標値を達成しました。また、目標値が未達成であった2指標についても前年度より改善しています。
- ② 目標値が未達成であった、幼児健診未受診率(3歳)については、未受診者の中には虐待リスクがあるケースがあることから、引き続き、市町における電話等での受診勧奨、必要に応じた訪問指導や育児相談等での対応により、受診率の向上に努めて参ります。

(3) 地域における子ども・子育ての支援 [🌞 : 7 🧑 : 5 🌂 : 4]

- ① 16指標中7指標で目標値を達成しました。また、目標値が未達成であった5指標については前年度より改善しているものの、4指標が改善していません。
- ② 保育所待機児童数については、全国では平成27年から増加傾向にあるが、本県の平成29年4月1日時点の待機児童数は131人であり、平成28年から減少している。引き続き、各市町と連携しながら、保育所、認定こども園等の整備を促進することで受入枠を増やしていくとともに、とちぎ保育士・保育所支援センターの活用等により、保育士確保対策も講じ、待機児童の解消に努めて参ります。
- ③ 妊婦健康診査実施回数については、妊娠者数の減少したことが要因であるが、引き続き、市町とともに早期の妊娠届の周知及び健診受診等の啓発に努めて参ります。また、乳児家庭全戸訪問事業実施人数については、不在等により訪問ができないことが主な要因であることから、要保護児童対策連絡協議会等の関係機関と連携するなど、実施率の上昇に努めて参ります。

(4) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備 [🌞 : 2 🧑 : 2]

- ① 4指標中2指標で目標値を達成しました。また、目標値が未達成であった2指標についても前年度より改善しています。
- ② 異年齢・世代間交流の体験活動参加者数については、天候の影響により、2回の事業が中止になったほか、参加者の伸び悩みがあった。引き続き、実施時期、広報等を考慮しながら、参加者増加に努めて参ります。

(5) 子育て等を支援する生活環境の整備 [🌞 : 1]

- ① 1指標中1指標で目標値を達成しました。
- ② 引き続き、土地区画整理事業の整備を推進して参ります。

(6) 仕事と生活との両立の支援 [🌂 : 1]

- ① 1指標中1指標で目標値を達成していません。
- ② 企業等に対し女性の活躍や仕事と家庭の両立に向けた取組を支援し、平成25年以降の結果によると、やや上昇傾向となっています。引き続き、男性の育児休業取得の促進に向けた環境整備に取り組んで参ります。

(7) 子どもの安全の確保 [🌞 : 1 🌂 : 1]

- ① 2指標中1指標で目標値を達成しましたが、1指標で目標値を達成していません。
- ② 目標値が未達成であった、交通安全教育の実施回数については、交通事故の発生実態に応じ、特に高齢者に対する交通安全教育を強化したためである。子供の交通安全教育については、今後も学校や関係機関と連携を図り、積極的に実施して参ります。

(8) 援護を必要とする子育て家庭等への支援 [🌞 : 8]

- ① 8指標中8指標で目標値を達成しました。
- ② 里親新規開拓や里親支援体制の強化、家庭的養護推進計画に基づいた箇所数の増に努めていくとともに、父子家庭への相談支援件数については、母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により、父子家庭への支援が強化されたことが要因と思料されるが、引き続き相談支援体制の強化を図って参ります。

2 今後の対応

平成29年度の目標に向けて、すべての項目が達成できるよう努めて参ります。

とちぎ子ども・子育て支援プランにおける各種施策の着実な取組により、結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支えることにより、子育てに夢を持ち、次代を担う子どもたちを安心して生み、一人ひとりの子どもたちが大切に育てられ、そして健やかに成長することができる環境づくりを総合的に推進して参ります。

とちぎ子ども・子育て支援プラン 指標一覧

H28(目標年度)評価

- = 年度目標値を達成した。
- = 年度目標値は未達成だが、前年度より改善した。
- = 年度目標値は未達成であり、前年度より改善していない。

指標数 43 → : 26 (60.5%) : 9 (20.9%) : 8 (18.6%)

施策	施策内容	目標設定指標		基準値	H27	H28	H31 目標値	H28 評価	所管課	
					目標値	目標値				
共通(施策1~施策8)		1	合計特殊出生率	—	1.43	上昇を目指す	上昇を目指す	上昇を目指す		
						実績値	実績値			
		2	栃木県(市町)で子育てをしたいと思う親の割合	%	91.9	92.0	92.3	93.0		
						95.6	95.5			
1 結婚を応援するための取組	(1) 出会いを応援する施策の充実 (2) 地域全体で結婚を応援する気運の醸成 (3) 若者の就労支援等	3	婚姻率	%	5.2	上昇を目指す	上昇を目指す	上昇を目指す		
						4.9	4.8			
2 母子保健対策の推進	(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 (2) 学童期・思春期からの保健対策の推進 (3) 健やかな成長・発達のための関係機関の連携強化	4	全出生数中の低出生体重児(2,500g未満)の割合	%	10.5	減少を目指す	減少を目指す	減少を目指す		ことば政策課
						10.5	10.4			
		5	妊娠・出産について満足している者の割合	%	69.8	71.0	82.0	85.0		
						86.8	82.6			
		6	乳児健診未受診率(3か月~5か月)	%	2.4	2.4	2.3	2.0		
						2.6	2.1			
		7	幼児健診未受診率(1歳6か月)	%	3.2	3.1	2.9	2.5		
						3.2	2.3			
		8	幼児健診未受診率(3歳)	%	4.1	4.0	3.8	3.5		
						4.1	3.9			
		9	むし歯のない3歳児の割合	%	80.2	上昇を目指す	上昇を目指す	上昇を目指す		
83.0	84.7									
10	育児期間中の両親の喫煙率	父	%	44.7	42.0	39.0	30.0			
		母			42.5	39.3	6.0			
					8.7	8.4	8.0			
						7.6	6.9			
11	児童・生徒における肥満児の割合(小学校5年生の肥満傾向児出現率)	%	12.8	12.5	12.2	11.0				
				12.0	11.3					
3 地域における子ども・子育ての支援	(1) 社会全体の意識の醸成 (2) 地域における子ども・子育て支援サービスの充実 (3) 児童の健全な育成	12	保育所待機児童数	人	66	ゼロを目指す	ゼロを目指す	ゼロを目指す		
						250	155			
		13	教育・保育施設等の定員数	人	63,275	71,915	73,370	73,333		
						78,255	78,909			
		14	認定こども園の設置数	箇所	26	55	99	126		
						56	81			
		15	特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者数	人	8,963	9,081	8,634	7,924		
						9,290	9,555			
		16	利用者支援事業実施箇所数	箇所	10	33	36	38		
						24	29			
		17	地域子育て支援拠点事業実施箇所数	箇所	125	189	190	191		
						186	188			
		18	妊婦健康診査実施回数	人	201,889	204,843	200,109	189,669		
						190,291	182,675			
19	乳児家庭全戸訪問事業実施人数	人	15,374	15,059	14,614	13,585				
				14,884	14,479					
20	養育支援訪問事業実施人数	人	4,438	4,418	4,430	4,474				
				5,015	5,170					
21	子育て短期支援事業(ショートステイ)実施箇所数	箇所	14	16	16	16				
				11	21					
22	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)利用人数(就学児のみ)	人	14,068	26,436	28,277	33,673				
				18,371	14,610					

とちぎ子ども・子育て支援プラン 指標一覧

H28(目標年度)評価

指標数 43 → : 26 (60.5%) : 9 (20.9%) : 8 (18.6%)

- = 年度目標値を達成した。
- = 年度目標値は未達成だが、前年度より改善した。
- = 年度目標値は未達成であり、前年度より改善していない。

施策	施策内容	目標設定指標		基準値	H27	H28	H31 目標値	H28 評価	所管課	
					目標値	目標値				
					実績値	実績値				
3 地域における子ども・子育ての支援	(1) 社会全体の意識の醸成 (2) 地域における子ども・子育て支援サービスの充実 (3) 児童の健全な育成	23	一時預かり事業等利用人数	人	993,381	1,298,561 1,330,324	1,323,027 1,304,853	1,302,810		こども政策課
		24	時間外保育実施箇所数	箇所	293	312 330	333 358	342		
		25	病児保育等実施箇所数	箇所	51	57 55	67 66	69		
		26	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施箇所数	箇所	479	539 543	568 581	624		
		27	学校給食における地場産物の活用割合	%	28.6	28.9 36.8	29.2 33.3	30.0		
4 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 学校等における教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	28	異年齢・世代間交流の体験活動参加者数	人	5,866	5,966 5,690	6,016 5,769	6,166		生涯学習課
		29	スクールカウンセラー配置小・中学校数（公立）	校	377	409 410	415 424	433		学校教育課
		30	家庭教育関連研修修了者数	人	2,043	2,163 2,192	2,223 2,250	2,403		生涯学習課
		31	薬物乱用防止広報車「きらきら号」による薬物乱用防止教室の実施回数	回	287	現状維持 294	現状維持 286	現状維持		少年課 （警察本部）
5 子育て等を支援する生活環境の整備	(1) 良好な居住環境の整備 (2) 安心して外出できる環境の整備	32	市街地のうち、道路公園等が整備され、安全で住みやすい市街地面積の割合	%	24.5	24.6 24.5	24.6 24.6	24.7		都市計画課
		33	男性の育児休業取得率	%	1.9	3.0 4.3	4.0 2.5	7.0		労働政策課
7 子どもの安全の確保	(1) 総合的な交通安全対策の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 防災対策の推進	34	幼児から中学生までに対する交通安全教育の実施回数	回	1,478	現状維持 1,544	現状維持 1,276	現状維持		交通企画課 （警察本部）
		35	警察スクールサポーター等による子どもに対する防犯講話の実施回数	回	849	現状維持 947	現状維持 1,079	現状維持		生活安全 企画課 （警察本部）
8 支援を必要とする子ども・保護者等への支援	8-1 支援を必要とする子ども・保護者等への支援の推進	36	里親等委託率	%	17.2	18.7 21.0	20.2 20.4	24.6		こども政策課
		37	ファミリーホーム設置箇所数	箇所	3	3 5	5 5	11		
	8-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	38	小規模グループケア実施箇所数	箇所	34	34 34	34 34	36		障害福祉課
		39	障害児通所支援事業の必要量（児童発達支援（医療型を含む。））	人	—	1,182 1,207	1,227 1,374	1,271		
		40	障害児通所支援事業の必要量（放課後等デイサービス）	人	—	1,005 1,184	1,083 1,722	1,143		
	8-3 子どもの貧困対策の推進	41	父子家庭への相談支援件数	件	101	120 163	140 176	200		こども政策課
		42	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者数	人	85	90 120	95 103	110		
43		生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	%	83.3	上昇を目指す 88.1	上昇を目指す 90.5	上昇を目指す		保健福祉課	

注1) 「基準値」については、指標13～26が平成26年度見込値、その他の指標（指標1～2、31、34～35は除く。）は平成25年度実績値

注2) 指標1～2、31、34～35の「基準値」及び「目標値」は暦年値（「基準値」は平成25年実績値）

注3) 15については、見込みの数

注4) 指標39～40は、栃木県障害福祉計画に基づく数字。また、「目標値」は、平成29年度の数字

栃木県子ども・子育て審議会児童処遇部会の概要及び審議結果について

H29.12.18 こども政策課

1 児童処遇部会の概要

以下の案件に関して、栃木県子ども・子育て審議会運営要領第2条に規定する審議及び審査を行う。

(1) 児童の施設等入所に係る審議（新規・更新）（児童福祉法第27条第6項関連）

主に、児童虐待案件での児童福祉施設入所や里親委託等に関して、保護者の同意が得られない場合に、家庭裁判所に施設入所等の申立をすることの是非について審議を行う。当該入所が認められた場合にも、2年間の期限があるため、更新の申立が必要である場合にも審議を行う。

(2) 被措置児童等虐待に係る審議（児童福祉法第33条の15第3項関連：平成21年10月27日～）

施設、里親等に措置されている児童について、職員や里親等からの虐待の疑いがある場合の県の対応について審議を行う。

(3) 重大事例の検証（児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項関連：平成21年10月27日～）

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するための検証を行う。

(4) 一時保護に係る事項の審議（児童福祉法第33条第5項関連：平成24年4月1日施行）

一時保護中の児童に関して、2ヶ月を超えて一時保護を行おうとするとき、保護者の同意が得られない場合に、2ヶ月を経過するごとに延長の是非について審議を行う。

2 審議結果

年度	開催数	審議事項 1.の(1)から(4)	審議件数	承認 件数
平成27年度	9回	(1) 施設等入所に係る審議	12件	10件
		(2) 被措置児童等虐待	3件	—
		(3) 重大事例の検証	2件(2件について6回審議)	—
		(4) 一時保護に係る事項の審議	14件	14件
平成28年度	9回 (うち1回 持ち回り)	(1) 施設等入所に係る審議	11件	11件
		(2) 被措置児童等虐待	6件	—
		(3) 重大事例の検証	4件(前年度の2件を2回、 今年度の2件を6回審議)	—
		(4) 一時保護に係る事項の審議	12件	12件
平成29年度	5回 (うち1回 持ち回り)	(1) 施設等入所に係る審議	1件	1件
		(2) 被措置児童等虐待	2件	—
		(3) 重大事例の検証	2件(今年度の2件を2回審 議)	—
		(4) 一時保護に係る事項の審議	0件	0件

栃木県子ども・子育て審議会里親審査部会の概要及び審議結果について

H29.12.18 こども政策課

1 里親審査部会の概要

児童福祉法第6条の3に規定する里親の認定のため、栃木県子ども・子育て審議会運営要領第2条に規定する審議及び審査を行う。

2 審議結果

年度	開催日	審議件数	承認件数
平成 27 年度	7月22日	17件 養：11件、縁：13件（うち9件重複）、 専：2件	17件
	12月18日	15件 養：14件、縁：11件（うち11件重 複）、専：1件	15件
平成 28 年度	7月22日	12件 養：9件、縁：8件（うち7件重複）、 親：2件	12件
	12月16日	9件 養：5件、縁：6件（うち3件重複）、 専：1件	9件
平成 29 年度	9月6日	7件 養：6件、縁：5件（うち4件重複）	7件

※養とは養育里親、縁とは養子縁組里親、親とは親族里親、専とは専門里親のこと。

新しい社会的養育ビジョン

新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成29年8月2日

1. 新しい社会的養育ビジョンの意義

虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障する観点から、平成 28 年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)や里親による養育を推進することを明確にした。これは、国会において全会一致で可決されたものであり、我が国の社会的養育の歴史上、画期的なことである。

本報告書は、この改正法の理念を具体化するため、「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直し、「新しい社会的養育ビジョン」とそこに至る工程を示すものである。新たなビジョン策定に向けた議論では、在宅での支援から代替養育、養子縁組と、社会的養育分野の課題と改革の具体的な方向性を網羅する形となったが、これらの改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めなければ、我が国の社会的養育が生まれ変わることはない。

このビジョンの骨格は次のとおりであり、各項目は、工程に基づいて着実に推進されなければならない。

2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するために、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図らなければならない。

例えば、多くの子どもがその生活時間を長く過ごしている保育園の質の向上および子ども家庭支援として、対子ども保育士数の増加やソーシャルワーカーや心理士の配置等を目指す。さらに、貧困家庭の子ども、障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもなど、子どもの状態に合わせた多様なケアを充実させるとともに、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切れるライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立、特に自立支援や妊産婦への施策(例えば、産前産後母子ホームなど)の充実を図る。

中でも、虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。

他方、親子分離が必要な場合には、一時保護も含めた代替養育のすべての段階において、子どものニーズに合った養育を保障するために、代替養育はケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「でき

る限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。また、里親を増加させ、質の高い里親養育を実現するために、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務(フォスタリング業務)の質を高めるための里親支援事業や職員研修を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行う。代替養育に関し、児童相談所は永続的解決を目指し、適切な家庭復帰計画を立てて市区町村や里親等と実行し、それが不適當な場合には養子縁組といった、永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底する。中でも、特別養子縁組は重要な選択肢であり、法制度の改革を進めるとともに、これまで取組が十分とはいえなかった縁組移行プロセスや縁組後の支援を強化する。

3. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程

平成 28 年改正児童福祉法の原則を実現するため、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成 29 年度から改革に着手し、目標年限を目指し計画的に進める。なお、市区町村の支援の充実により、潜在的ニーズが掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもの数は増加する可能性が高いことに留意して計画を立てる。

また、これらの改革は子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある。その改革の工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

(1) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と、人材の専門性の向上により、子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制を概ね5年以内に確保するとともに、子どもへの直接的支援事業(派遣型)の創設やショートステイ事業の充実、産前産後母子ホームなどの親子入所支援の創設、児童家庭支援センターの配置の増加と質の向上などの支援メニューの充実を平成 30 年度から開始し、概ね5年後までに各地で行える体制とする。児童相談所の指導委託措置として行われる在宅措置、通所措置が適切に行える手法を明確にして、支援内容に応じた公的な費用負担を行う制度をできるだけ早く構築する。

(2) 児童相談所・一時保護改革

児童相談所職員への各種の研修の実施とその効果の検証を行い、平成 28 年改正法附則に基づき、施行後5年を目途に中核市・特別区による児童相談所設置が可能となるような計画的支援を行う。

また、通告窓口の一元化を行うため、情報共有を含めた制度改正を行い、調査・

保護・措置に係る業務と支援マネジメント業務の機能分離を計画的に進める。

さらに、一時保護に関する改革として、機能別に2類型に分割(緊急一時保護とアセスメント一時保護)し、閉鎖空間での緊急一時保護の期間を数日以内とする。一時保護時の養育体制を強化し、アセスメント一時保護における里親への委託推進・小規模化・地域分散化、一時保護里親類型の創設に早急に着手し、概ね5年以内に子どもの権利が保障された一時保護を実現する。

パーマネンシー保障のための家庭復帰計画、それが困難な時の養子縁組推進を図るソーシャルワークを行える十分な人材の確保を概ね5年以内来实现する。

(3) 里親への包括的支援体制(フォスタリング機関)の抜本的強化と里親制度改革

里親とチームとなり、リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大のスピードで実現し、平成32年度にはすべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する。これにより、里親への支援を充実させ、里親のなり手を確保するとともに里親養育の質を向上させる。

また、フォスタリング機関事業の実施のため、平成29年度中に国によるプロジェクトチームを発足しガイドラインの作成や自治体への支援を開始する。

ファミリーホームを家庭養育に限定するため、早急に事業者を里親登録者に限定し、一時保護里親、専従里親などの新しい里親類型を平成33年度を目途に創設して、障害のある子どもなどケアニーズの高い子どもにも家庭養育が提供できる制度とする。併せて「里親」の名称変更も行う。

(4) 永続的解決(パーマネンシー保障)としての特別養子縁組の推進

実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもの場合、児童福祉法第3条の2における家庭養育原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべきである。

しかし、現行の制度では、子どもの年齢要件や手続き上の養親の負担などのため、必要な子どもに特別養子縁組の機会が保障されず、健全な養育に不可欠な愛着形成の機会を重要な発育時期に確保できていない現状がある。

このため、厚生労働省では「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において6月30日に「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」報告書がまとめられた。一刻も早く子どもの権利保障を行うために、報告書に沿った法制度改革(年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与、実親の同意撤回の制限)を速やかに進めるとともに、その新たな制度の下で、一日も早く児童相談所と民間機関が連携した強固な養親・養子支援体制を構築し、養親希望者を増加させる。概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図っていく。

(5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新

規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成 32 年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。

具体的には、実親支援や養子縁組の利用促進を進めた上で、愛着形成等子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ、フォスタリング機関の整備と合わせ、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率(代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合)の向上に向けた取組を今から開始する。これにより、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。

ただし、ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。この場合、代替養育を受ける子どもにとって自らの将来見通しが持て、代替養育変更の意思決定プロセスが理解できるよう、年齢に応じた適切な説明が必要である。養育の場を変える場合には、さらに十分な説明のもと、子どもとのコミュニケーションをよくとり、子どもの意向が尊重される必要がある。また、移行にあたっては、子どもの心理に配慮した十分なケアがなされる必要がある。

これらを、まず乳幼児から実現するためには、これまで乳児院が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力を基盤として、今後はさらに専門性を高め、一時保護された乳幼児とその親子関係に関するアセスメント、障害等の特別なケアを必要とする子どものケアの在り方のアセスメントとそれに基づく里親委託準備、親子関係改善への通所指導、産前産後を中心とした母子の入所を含む支援、家庭復帰に向けた親子関係再構築支援、里親・養親支援の重要な役割を地域で担う新たな存在として、機能の充実が不可欠である。その際、一時的な入所は、家庭養育原則に照らし、限定的、抑制的に判断すべきである。今後、これまでの乳児院は多機能化・機能転換し、こうした新たな重要な役割を担う。国はそのための財政的基盤をできるだけ早く構築するとともに、乳児院をその機能にあった名称に変更する。

(6) 子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革

子どものニーズに応じた個別的ケアを提供できるよう、ケアニーズに応じた措置費・委託費の加算制度をできるだけ早く創設する。同様に、障害等ケアニーズの高い子どもにも家庭養育が行えるよう、補助制度の見直しを行う。

また、家庭では養育困難な子どもが入所する「できる限り良好な家庭的環境」である全ての施設は原則として概ね10年以内を目途に、小規模化(最大6人)・地域分散化、常時2人以上の職員配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は更に小規模(最大4人)となる職員配置を行う。

施設で培われた豊富な体験による子どもの養育の専門性をもとに、施設が地域支援事業やフォスタリング機関事業等を行う多様化を、乳児院から始め、児童養護施設・児童心理治療施設、児童自立支援施設でも行う。

(7) 自立支援(リービング・ケア、アフター・ケア)

代替養育の目的の一つは、子どもが成人になった際に社会において自立的生活を形成、維持しうる能力を形成し、また、そのための社会的基盤を整備することにある。

そのため、平成 30 年度までにケア・リーバー(社会的養護経験者)の実態把握を行うとともに、自立支援ガイドラインを作成し、概ね5年以内に、里親等の代替養育機関、アフターケア機関の自立支援の機能を強化するとともに、措置を行った自治体の責任を明確化し、包括的な制度的枠組み(例えば、自治体による自立支援計画の策定など)を構築する。

これにより、代替養育の場における自律・自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援を推進する。その際、当事者の参画と協働を原則とする。

これら自立支援方策を具体化するための検討の場を設ける。

(8) 担う人材の専門性の向上など

今年度より行われている児童福祉司等の研修や市区町村の要保護児童対策地域協議会の専門職研修等の実施状況の確認とその効果判定を行い、国による研修の質の向上を図る。

また、子どもの権利擁護のために、早急に児童福祉審議会による権利擁護の在り方を示して、3年を目途にその体制を全国的に整備し、平成 30 年度に一時保護の専門家による評価チームの構成から始めて、概ね5年以内には社会的養護に係わる全ての機関の評価を行う専門的評価機構を創設するとともに、アドボケイト制度の構築を行う。

すべての制度構築の根拠となる業務統計の整備、国際的な比較にも耐えられる虐待関連統計の整備を概ね5年以内に行い、長期の成果を判断したり、情報を共有するためのデータベースの構築も概ね5年以内に行う。また、子どもの死を無駄にせず、検証して、防げる死から子どもを守る制度や技術の向上を目指し、Child Death Review の制度を概ね5年以内に確立する。

(9) 都道府県計画の見直し、国による支援

従来の「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年7月)に基づいて策定された都道府県等の計画については、この「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成 30 年度末までに見直し、家庭養育の実現と永続的解決(パーマネンシー保障)、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを盛り込む。これらを実現するため、国は必要な予算確保に向けて最大限努力し、実現を図る。

以上

「新しい社会的養育ビジョン」について（概要）

「新しい社会的養育ビジョン」の概要

（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成29年8月2日とりまとめ公表）

1. 新しい社会的養育ビジョンの意義

- ・平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。
- ・この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」を示す。
- ・改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めることが必要。

2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

- ・地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するため、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る。（例：自立支援や妊産婦への施策（産前産後母子ホーム等）の充実等）
- ・虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。他方、親子分離が必要な場合の代替養育について、ケアメニューに応じた措置費・委託費を定める。
- ・代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。
- ・里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フオスターリング業務）を強化するとともに、民間団体も担えるようフオスターリング機関事業の創設を行う。
- ・代替養育に関し、家庭復帰やそれが不適当な場合には養子縁組を選択するなど、永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底する。

3. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程

- ・平成28年改正児童福祉法の原則を実現するため、次に掲げる事項について、目標年限を目指し計画的に進める。
- ・これらの改革は子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある。その改革の工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

(1) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と、人材の専門性の向上により、子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制を概ね5年以内に確保する。
- ・子どもへの直接的支援事業（派遣型）や親子入所支援の創設などの支援メニューの充実を図る。
- ・児童相談所の指導委託措置として行われる在宅措置、通所措置が適切に行える手法を明確にして、支援内容に応じた公的な費用負担を行う制度をできるだけ早く構築する。

(2) 児童相談所・一時保護改革

- ・児童相談所職員への各種研修の実施と効果検証、中核市・特別区による児童相談所設置への計画的支援を行う。
- ・通告窓口一元化、調査・保護・措置に係る業務と支援マネージメント業務の機能分離を計画的に進める。
- ・一時保護の機能を2類型に分割（緊急一時保護とアセスメント一時保護）し、閉鎖空間での緊急一時保護は数日以内とする。
- ・一時保護時の養育体制を強化し、概ね5年以内に子どもへの権利が保障された一時保護を実現する。
- ・パーマネンシー保障のためのソーシャルワークを行える十分な人材確保を5年以内に実現する。

(3) 里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親制度改革

- ・リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大のスピードで実現し、平成32年度にはすべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する。
- ・平成29年度中に国でプロジェクトチームを発出しガイドライン作成や自治体への支援を開始する。
- ・ファミリーホームを家庭養育に限定するため、早急に事業者を里親登録者に限定し、一時保護里親、専従里親などの新しい里親類型を平成33年度を目的に創設する。併せて「里親」の名称変更も行う。

(4) 永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進

- ・ 永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべき。
- ・ 特別養子縁組に関する法制度改革（年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与、実親の同意撤回の制限）を速やかに進め、新たな制度の下で、児童相談所と民間機関が連携した強固な養親・養子支援体制を構築し、養親希望者を増加させる。
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍の年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

(5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

- ・ 特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについてもは概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・ ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、小規模・地域分散化された養育環境を整え、施設等における滞在期間について、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。
- ・ 代替養育を受ける子どもにとって自らの将来見通しが持て、代替養育変更の意思決定プロセスが理解できるよう、年齢に応じた適切な説明、子どもの意向が尊重される必要がある。
- ・ これまで乳児院が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力を基盤として、さらに専門性を高め、親子関係に関するアセスメント、障害等の特別なケアを必要とする子どものケア、親子関係改善への通所指導、母子の入所を含む支援、親子関係再構築支援、里親・養親支援などの重要な役割を地域で担う新たな存在として、乳児院は多機能化・機能転換する。「乳児院」という名称をその機能にあったものに変更する。

(6) 子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革

- ・ 個別的ケアが提供できるよう、ケアニーズに応じた措置費・委託費の加算制度をできるだけ早く創設する。
- ・ 全ての施設は原則として概ね10年以内を目途に、小規模化（最大6人）・地域分散化、常時2人以上の職員配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は更に小規模（最大4人）となる職員配置を行う。

・ 豊富な体験による子どもの養育の専門性を基に、地域支援事業やフオスターリング機関事業等を行う多様化を、乳児院から始め、児童養護施設・児童心理治療施設、児童自立支援施設でも行う。

(7) 自立支援（リービングケア、アフターケア）

- ・ 平成30年度までにケア・リーバー（社会的養護経験者）の実態把握を行うとともに、自立支援ガイドラインを作成し、包括的な制度的枠組み（例：自治体による自立支援計画の策定など）を構築する。
- ・ 代替養育の場における自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援を推進する。
- ・ 自立支援方策を具体化するための検討の場を設ける。

(8) 担う人材の専門性の向上など

- ・ 児童福祉司等の研修や、要保護児童対策地域協議会の専門職研修等の実施状況確認とその効果判定を行い、国による研修の質の向上を図る。
- ・ 子どもへの権利擁護のために、早急に児童福祉審議会による権利擁護の在り方を示し、3年を目途にその体制を全国的に整備する。
- ・ 平成30年度に一時保護の専門家による評価チームの構成から始め、概ね5年以内には社会的養護に係わる全ての機関の評価を行う専門的評価機構を創設するとともに、アドボケート制度の構築を行う。
- ・ 虐待関連統計の整備を概ね5年以内に行い、情報共有のためのデータベース構築も概ね5年以内に行う。
- ・ Child Death Reviewの制度を概ね5年以内に確立する。

(9) 都道府県計画の見直し、国による支援

- ・ 従来の「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に基づいて策定された都道府県等の計画については、この「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成30年度末までに見直し、家庭養育の実現と永続的解決（パーマネンシー保障）、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを盛り込む。これらを実現するため、国は必要な予算確保に向けて最大限努力し、実現を図る。

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の開催について

1. 趣旨

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により新設された児童福祉法第3条の2において、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合は、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされている。

また、平成28年3月に取りまとめられた新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会の報告（提言）において社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組みの整備が必要とされており、具体的な制度の検討について言及されている。

このため、厚生労働大臣の下に検討会を開催し、改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直す。

2. 検討事項

次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。

- (1) 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- (2) 改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- (3) (2)を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- (4) 里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- (5) (2)～(4)を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- (6) 児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方

3. 構成等

- (1) 構成員は、別紙のとおり。
- (2) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運営

- (1) 厚生労働大臣が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (2) 庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において行う。
- (3) 原則として公開とする。

(別紙)

新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略)

相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
◎ 奥山 真紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター こころの診療部長
加賀美 尤祥	社会福祉法人山梨立正光生園 理事長
上鹿渡 和宏	山梨県立大学人間福祉学部 特任教授
塩田 規子	公立大学法人長野大学社会福祉学部 教授
伊達 直利	社会福祉法人救世軍世光寮 副施設長
西澤 哲	社会福祉法人旭児童ホーム 理事長
林 浩康	山梨県立大学人間福祉学部長
藤林 武史	日本女子大学人間社会学部 教授
◎ 松本 伊智朗	福岡市こども総合相談センター 所長
山縣 文治	北海道大学大学院教育学研究院 教授
◎：座長、○：座長代理	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

(合計12名)

都道府県計画の見直しに向けて

1. 都道府県計画の見直しに当たっての基本的な考え方とスケジュール

(1) 基本的な考え方

- 平成28年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。
- また、本年8月には「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられたところ。これは、改正児童福祉法の理念を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程が示されたもの。
- この改革は、在宅での支援から代替養育、養子縁組などが網羅されているが、これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体として進めていく必要がある。
- これまで、各都道府県では、「社会的養護の課題と将来像」を踏まえた都道府県計画に基づき、里親委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を進めてきた。上記を受けて、子どもの権利保障のためにも、できるだけ早期に、全面的に計画を見直し、これらの取組を加速することが求められる。
- また、都道府県計画の見直しに当たっては、当事者（社会的養護経験者を含む。）の意見が反映される必要がある。

(2) スケジュール

各都道府県が計画の見直し作業を進めるうえで、当事者の意見の反映が求められるとともに、議会への報告等が必要となる場合もあることを考慮すると、見直しに向けた作業に少しでも早く着手できるよう、作業に必要な項目は、可能となったものから順次、お示ししていくことが必要。まずは計画見直しに当たっての大枠となる見直し要領を年内を目処にお示しする。

また、計画への位置付けを検討する「里親への包括支援体制」に関し、フォスタリング機関事業等の具体の取組のガイドライン等についても年度内を目処にお示ししていく。

事項	平成29年度				平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
	10月	11月	12月	1月			
都道府県推進計画	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県推進計画の見直しに向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の取組の推進 市区町村の包括支援体制について等 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し要領(骨子案)の提示 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県推進計画の見直し準備検討(※) 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県推進計画の見直し作業 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策行 		
<ul style="list-style-type: none"> 〇 転換施設 〇 フォスタリング多機能機関 〇 児童福祉施設・児童相談所 		<ul style="list-style-type: none"> 〇 フォスタリング機関事業の検討 <ul style="list-style-type: none"> 運営ガイドラインの作成 		<ul style="list-style-type: none"> 自治体での取組支援(説明会等の実施) 			<ul style="list-style-type: none"> 全国実施
<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所 一時保護所 児童福祉施設 		<ul style="list-style-type: none"> 〇 乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換 <ul style="list-style-type: none"> 多機能化・機能転換の取組について 		<ul style="list-style-type: none"> 全国の乳児院・児童養護施設での取組支援(説明会等の実施) 			
<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所 一時保護所 児童福祉施設 		<ul style="list-style-type: none"> 〇 一時保護ガイドライン等 <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所運営指針の見直し等 一時保護ガイドライン 都道府県推進計画の見直し事項(児童相談所・一時保護関係) 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し要領(骨子案)に反映 				<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等・児童相談所における取組状況を把握し、適宜必要な見直しを実施

(※)都道府県の判断で見直し作業を前倒して実施可

2. 検討事項の整理

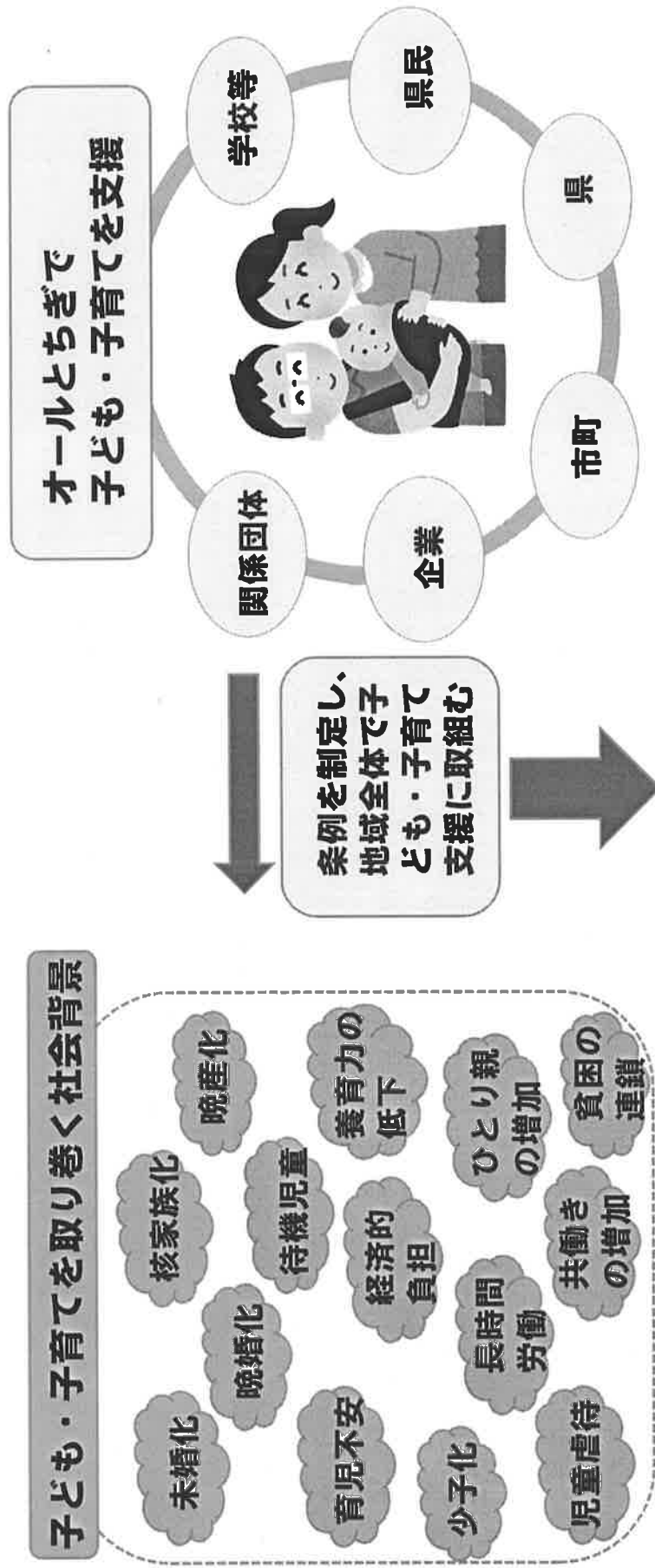
- ◎ 来年度までの都道府県計画見直し作業に向けて、見直し要領を年内に示すために早急に詰めていくべき事項
 - 里親等委託の推進（目標値の取扱い、里親への包括的支援体制の抜本的強化等）
 - 養子縁組の推進（支援体制、目標値の取扱い等）
 - 施設での養育等の在り方（「原則」新規措置入所停止の取扱い、在所期間、小規模化・地域分散化の在り方、多機能化・機能転換等）
 - 代替養育を必要とする子どもの見込み方
 - 児童相談所・一時保護に関する事項 ※子ども家庭福祉人材の専門性確保WGで検討
 - 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等
- ◎ 上記の後に検討を深めていく事項
 - ・ 法改正や、財源・予算確保を図りつつ取り組むことが必要な事項（配置改善策等）
 - ・ 「自立支援」に関する検討事項
 - ※このうち、社会的養護自立支援事業等（既存事業）の実施促進策については、年内に示す。
 - ・ 障害児施策との連携

○子ども・子育て支援に関する基本となる条例の制定について

少子化対策が喫緊の課題である中、子ども・子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化し、様々な問題が顕在化している。これに対し、子ども・子育てに関する法の制定や改正などが行われ、子どもを社会全体で支援する仕組みづくりが進められており、その実効性を高める必要がある。

このため、新たに条例を制定し、県民総意のもと、県や保護者、関係団体、県民など多様な主体が積極的に参画し、オールとちぎで子ども・子育て支援に取り組む、「誰もが安心して子どもを生み、育て、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる地域社会の構築」を目指すものである。

(イメージ図)



誰もが安心して子どもを生み、育て、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる“とちぎ”

【スケジュール】

平成29年度 12月18日 栃木県子ども・子育て審議会において条例制定について諮問

条例骨子案検討

平成30年度 条例骨子案検討(パブリックコメント含)、答申、条例案検討、議会上程、条例公布・施行

子ども・子育てに関する条例の全国状況について

○ 制定済み 25 条例（24 道府県）

北海道	子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例	三重県	子ども条例
岩手県	いわての子どもを健やかに育む条例	滋賀県	子ども条例
宮城県	みやぎ子ども・子育て県民条例	京都府	子育て支援条例 ----- 少子化対策条例
秋田県	子ども・子育て支援条例	大阪府	子ども条例
山形県	子育て基本条例	鳥取県	子育て王国とっとり条例
福島県	子育てしやすい福島県づくり条例	山口県	子育て文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例
神奈川県	子ども・子育て支援推進条例	徳島県	子どものはぐみ条例
富山県	とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例	香川県	子育て県かがわ少子化対策推進条例
石川県	いしかわ子ども総合条例	愛媛県	少子化対策推進条例
長野県	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例	高知県	こども条例
岐阜県	安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例	長崎県	子育て条例
愛知県	少子化対策推進条例	熊本県	子ども輝き条例

○ 条例構成の主な例

【前文】

条例制定の趣旨や理念等を記載

【目的】

条例の概要や目的を規定

【定義】

子どもや保護者、子ども・子育て支援などの言葉の意味を明確に規定

【基本理念】

条例の目的の実現に向け、基本とすべき考え方を規定

【県、関係者の責務・役割】

条例の目的の実現に向け、県や保護者、県民が果たすべき責務や役割を規定

【基本的施策】

条例の目的の実現に向け、県が取り組むべき基本的な施策を規定

○ 取り組むべき基本的な施策の主な例

- ・ 結婚支援
- ・ 母子保健対策の推進
- ・ 子育て支援の充実
- ・ 教育環境の整備
- ・ 生活環境の整備
- ・ 仕事と生活との両立支援
- ・ 要保護家庭への支援
- ・ 児童虐待防止対策
- ・ 子育てに係る経済的負担の軽減

ここから始まる恋と結婚!
自分にピッタリな相手、見つけよう!

VERY GOODな出会いさ



VERY MATCHING!



とちぎ結婚支援センター

とちぎ結婚支援センター小山 平成29年11月22日オープン

開運のまち
おやまで
お相手探し!



ぜひ
登録してね!

小山市マスコットキャラクター
政光くん

壺川尼ちゃん

小山センターへのアクセス

マッチング会員の登録や閲覧には、必ず事前の予約が必要です。来所予約を行った上で、センターまでお越しください。

とちぎ結婚支援センター小山

〒323-0023
栃木県小山市中央町3丁目7-1 ロブレ6階
☎0285-38-7213 ㊟0285-22-7211
✉msc-tochigi@athena.ocn.ne.jp

曜 日	平日(水曜日除く)	土日祝
開所時間	11:00~19:00	10:00~18:00

休業日:水曜日・お盆・年末年始
※駐車場はございませんので、ロブレ駐車場
など近隣の有料駐車場をご利用ください。

<https://www.msc-tochigi.jp/>

とちぎ結婚支援センター

検索



◆おことわり マッチングサービスは、出会いの機会を提供するものであり、ご希望の方とのお引き合わせを必ずお約束するものではありません。あらかじめご了承ください。

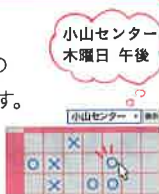
小山市・とちぎ未来クラブ

とちぎ未来クラブは、県民総ぐるみで結婚・子育てを支援するため、県や市町、関係団体で設立した組織です。

小山センターご利用時の注意事項 Check!

予約が必要です

とちぎ結婚支援センター小山のご利用にも事前予約が必要です。センターホームページで来所予約を行ってください。



開所時間をご確認ください

宇都宮センターと小山センターの開所日は異なりますので、来所予約等の場合は事前にご確認ください。



ご提供サービスは同じです

小山センターは宇都宮センターと同じシステムでつながっています。マッチングサービスの内容も同様ですので、安心してご利用ください。



予約時は小山センターを指定してください

予約カレンダーの右上の会場絞り込みから「小山センター」を選択し、小山センターのカレンダーを表示させて予約を行ってください。



メール設定をご確認ください

センターからの「メールが届かない」というご意見をいただいております。登録したアドレスが別なアドレスになっていないか、ご自身のメールが着信拒否になっていないか、ドメイン「msc-tochigi.jp」が迷惑メール設定になっていないか等をご確認ください。

マッチングサービスとは

結婚を希望する男女が、自身のプロフィールを登録（会員登録）、お相手情報を閲覧して、お会いしたい方とお引き合わせを申し込んでいただきます。相手の方が承諾された場合、センターの結婚相談員が日程調整し、お引き合わせいたします。

◆おことわり マッチングサービスは、出会いの機会を提供するものであり、ご希望の方とお引き合わせを必ずお約束するものではありません。あらかじめご了承ください。

入会申込みからお引き合わせ、交際、ご結婚まで



1 入会申込みと会員登録

センターホームページから入会申込み後、会員登録のための来所予約をします。予約日時に必要書類を持参の上センターに来所し、自身のプロフィールを入力すると会員登録が完了します。



2 お相手探し

センターのタブレット端末から登録者を閲覧します。お会いしたい相手を見つけ、お引き合わせを申込みます。
・事前にホームページでの閲覧予約が必要です。会員以外は閲覧できません。
・1回につき3名まで申込み可能です。



3 お引き合わせ

結婚相談員がお二人のお引き合わせの日時を調整します。結婚相談員はお引き合わせに同席してお二人をサポートします。
・交際が成立するまで、お互いの個人情報の交換はいたしません。



4 交際、そしてご結婚

お引き合わせ後、結婚相談員がお二人の交際意思を確認、お互いに交際意思がある場合は交際スタート! 交際中も丁寧にフォローします。
・交際が成立した場合、相談員から氏名や連絡先を双方にお伝えします。

マッチング会員になれるのは

マッチング会員になれるのは、次の事項を全て満たす方です。

1 栃木県内にお住まい又はお勤めで、結婚を希望し自ら努力する20歳以上の独身男女
(現在、県外にお住まいの方で、結婚後栃木県に居住できる方も対象となります。)

2 マッチングシステムにアクセスできるインターネット環境やメールが利用できるパソコンもしくはスマートフォンをお持ちの方

◆なお、暴力団員等（栃木県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員等をいう）であると認められた場合及び、虚偽の内容などにより登録しようとした場合又は登録した場合には、入会をお断りする又は会員登録を抹消させていただきます。

会員登録に必要なもの



本籍地の市町村長が発行する独身証明書の原本
(発行から3ヶ月以内のもの
戸籍抄本の代用も可)



健康保険証の原本



写真付き身分証の原本
(運転免許証、パスポート
又はマイナンバーカード)



写真1~2枚
(上半身でL版サイズ)



入会登録料
10,000円(登録期間2年間)
※退会時の返金はありません。

とちぎ結婚支援センター

〒320-0811
栃木県宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル6階
☎028-688-0880 ㊟028-688-0881
✉msc-tochigi@athena.oce.ne.jp

小山市保健福祉部 子育て包括支援課

〒323-8686
栃木県小山市中央町2-2-21 小山市保健福祉センター内
☎0285-22-9604 ㊟0285-22-9618

幸せいっぱい お得いっぱい

とちぎ未来クラブ ✨ とちぎ結婚応援カード事業

とちぎ結婚応援カード とちマリ

とちぎ結婚応援カード「とちマリ」は
新婚夫婦(平成29年4月1日以降に入籍)や
2年以内に入籍を予定しているカップルを対象に
事業に協賛している店舗・施設から
特典サービスが受けられるカードです。

平成30年
1月15日から
利用開始!



※画像はイメージ

お申込み方法などの
詳細はチラシの裏面をご覧ください▶

「とちぎ未来クラブ」は県民総ぐるみで結婚・子育てを支援し、
家庭を築き安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する組織です。



とちぎ未来クラブ



◀とちぎ未来クラブの
ホームページはこちら

対象者について

新婚夫婦
(平成29年4月1日以降に入籍)

2年以内に入籍を
予定しているカップル

※ただし、少なくともどちらか一方が県内に居住、又は通勤・通学していること

有効期限について

【新婚夫婦(平成29年4月1日以降に入籍)】▶婚姻届を提出された日から、2年間有効

【2年以内に入籍を予定しているカップル】▶カード発行日から、2年間有効

【お申込み方法】

①デジタル版カード

とちぎ未来クラブのホームページにある
申込みフォームより、必要事項をご登録いただき、
お申込みください。



▲とちぎ未来クラブの
ホームページはこちら

②紙版カードを希望される方

〈これから婚姻届を提出する新婚夫婦〉
婚姻届提出時に、希望者に対し、市町の窓口で交付します。

〈2年以内に入籍を予定しているカップル〉又は〈すでに婚姻届を提出している新婚夫婦〉

とちぎ未来クラブのホームページより申請書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、
とちぎ未来クラブ(窓口:下野新聞社クロスメディア推進部)に持参又は郵送でお申込みください。

※持参の場合は、その場でカードを交付します。

※郵送の場合は、申請書とともに、返信用封筒(定型封筒に宛先を記入し、
92円切手を貼ったもの)を同封してください。

※紙版カードの交付は原則1組1枚ですが、ご希望があれば、最大2枚まで交付します。

カードは
デジタル版と
紙版の
2種類あります!

※どちらか一方でも
利用可能です。



※画像は
イメージ



【ご利用方法】

協賛店舗・施設の利用時又はお会計時に、カードをご提示ください。

※紙版カードには、裏面にお二人の名前と結婚(予定)年月をご記入ください。

※カードは、第三者に貸与・譲渡することはできません。

※特典サービスの内容は、とちぎ未来クラブのホームページ又は各店舗・施設でご確認ください。

協賛店舗・施設の最新情報について

とちぎ未来クラブでは、パソコンやスマートフォン・携帯電話のホームページに
協賛店舗・施設の最新情報を掲載しています。

PC用

<https://www.tochigi-mirai.jp>

スマートフォン用

<https://www.tochigi-mirai.jp/smart/>

携帯電話用

<https://www.tochigi-mirai.jp/m/>

お申込み・お問い合わせ先

下野新聞社 クロスメディア推進部 とちぎ結婚応援カード「とちマリ」係

〒320-8686 栃木県宇都宮市昭和1-8-11

TEL.028-625-5333 FAX.028-625-9619 [E-mail]tmirai@tochigi-mirai.jp

事務局

栃木県保健福祉部こども政策課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

TEL.028-623-3068 FAX.028-623-3070 [E-mail]kodomo@pref.tochigi.lg.jp

平成 29 年度保育士等キャリアアップ研修受講の案内

1 目的

保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき、リーダー的な役割を担う保育士等を育成するため、保育士等キャリアアップ研修を実施します。

2 実施主体

栃木県

3 実施機関

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

4 研修分野

① 食育・アレルギー対応（研修種別番号 4）、② 保健衛生・安全対策（研修種別番号 5）、③ 保護者支援・子育て支援（研修種別番号 6）、④ マネジメント（研修種別番号 7）

※ 1 分野につき、3 日間の研修で、3 日間すべて受講し、レポートを提出することが必要です。

※ 1 分野 1 回の定員は 150 名程度です。

※ 1 分野各 3 回（A、B、C 日程）実施しますので、いずれか一つの日程を受講してください。

※ 平成 30 年度の研修については、①～④の研修分野に加え、乳児保育、幼児教育、障害児保育、保育実践の 8 分野の実施を検討しております。

5 研修内容と日程

別添を御参照ください。

6 対象者

全教育・保育施設におけるリーダー的な役割を担う職員及び担うことが見込まれる職員

（平成 29 年度に限り、今回の募集で私立特定教育・保育施設、私立特定地域型保育事業を対象とし、定員に満たないには、全教育・保育施設を対象とします。）

7 研修費用

研修受講料は無料となりますが、会場までの交通費及び昼食代等の実費は自己負担となります。

8 修了証

「保育士等キャリアアップ研修修了証」は 1 分野 3 日間の研修を全て受講した方に対して、交付します。

9 その他

本研修は、平成 29 年度から創設された処遇改善等加算Ⅱの加算要件の対象となります。

平成29年度保育士等キャリアアップ研修日程一覧表

研修番号	研修名	ねらい	日程	内容	担当講師	研修日	会場	定員			
4	食育・アレルギー研修	<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を養う。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 栄養に関する基礎知識 保育所における食事提供ガイドライン 	和洋女子大学 助教 池谷 真梨子氏	平成30年2月2日(金)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
				<ul style="list-style-type: none"> 食育計画の作成と活用 	和洋女子大学 助教 池谷 真梨子氏	平成30年2月28日(水)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
				<ul style="list-style-type: none"> アレルギー疾患の理解 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 	獨協医科大学 小児科学 主任教授 吉原 重美氏	平成30年2月10日(土)	宇都宮市文化会館 大ホール	450			
			B	<ul style="list-style-type: none"> 栄養に関する基礎知識 保育所における食事提供ガイドライン 	東京家政学院大学 助教 曾退 友美氏	平成30年2月23日(金)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
				<ul style="list-style-type: none"> 食育計画の作成と活用 	東京家政学院大学 助教 酒井 治子氏	平成30年3月1日(木)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
				<ul style="list-style-type: none"> アレルギー疾患の理解 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 	獨協医科大学 小児科学 主任教授 吉原 重美氏	平成30年2月10日(土)	宇都宮市文化会館 大ホール	450			
			C	<ul style="list-style-type: none"> 栄養に関する基礎知識 保育所における食事提供ガイドライン 	東京家政学院大学 教授 酒井 治子氏	平成30年3月2日(金)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
				<ul style="list-style-type: none"> 食育計画の作成と活用 	東京家政学院大学 教授 酒井 治子氏	平成30年3月17日(土)	栃木県総合文化センター 特別会議室	150			
				<ul style="list-style-type: none"> アレルギー疾患の理解 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 	獨協医科大学 小児科学 主任教授 吉原 重美氏	平成30年2月10日(土)	宇都宮市文化会館 大ホール	450			
			5	保健衛生・安全対策研修	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を養う。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 保健計画の作成と活用 事故防止及び健康安全管理(健康安全管理) 	白鷗大学 教育学部 教授 岩城 淳子氏	平成30年3月11日(日)	栃木県総合文化センター 特別会議室	150
							<ul style="list-style-type: none"> 事故防止及び健康安全管理(事故防止) 教育保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	株式会社フォーサイトコンサルティング 代表取締役 浅野 睦氏	平成30年3月18日(日)	栃木県総合文化センター 特別会議室	150
							<ul style="list-style-type: none"> 保育所における感染症対策ガイドライン 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン 	白鷗大学 教育学部 教授 岡田 晴恵氏	平成30年2月12日(月・祝)	栃木県総合文化センター 特別会議室	150
B	<ul style="list-style-type: none"> 保健計画の作成と活用 事故防止及び健康安全管理(健康安全管理) 	白鷗大学 教育学部 教授 岩城 淳子氏				平成30年3月14日(水)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止及び健康安全管理(事故防止) 教育保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	株式会社フォーサイトコンサルティング 代表取締役 浅野 睦氏				平成30年1月10日(水)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
	<ul style="list-style-type: none"> 保育所における感染症対策ガイドライン 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン 	白鷗大学 教育学部 教授 岡田 晴恵氏				平成30年2月19日(月)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
C	<ul style="list-style-type: none"> 保健計画の作成と活用 事故防止及び健康安全管理(健康安全管理) 	白鷗大学 教育学部 教授 岩城 淳子氏				平成30年3月12日(月)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止及び健康安全管理(事故防止) 教育保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	株式会社フォーサイトコンサルティング 代表取締役 浅野 睦氏				平成30年1月18日(木)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
	<ul style="list-style-type: none"> 保育所における感染症対策ガイドライン 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン 	白鷗大学 教育学部 教授 岡田 晴恵氏				平成30年3月10日(土)	栃木県総合文化センター 特別会議室	150			

平成29年度保育士等キャリアアップ研修日程一覧表

研修番号	研修名	ねらい	日程	内容	担当講師	研修日	会場	定員			
6	保護者支援・子育て支援研修	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身につける。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援の意義 保護者に対する相談援助 	一般社団法人日本保育者支援協会 理事長 新保 庄三 氏	平成30年2月2日(金)	宇都宮市文化会館 小ホール	450			
				<ul style="list-style-type: none"> 地域における子育て支援 	NLPスクール心につばさを！ 細谷 和博氏	平成29年12月22日(金)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
				<ul style="list-style-type: none"> 虐待予防 関係機関との連携、地域資源の活用 	保育と虐待対応事例研究会 主宰 佐藤 初美 氏	平成30年2月6日(火)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
			B	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援の意義 保護者に対する相談援助 	一般社団法人日本保育者支援協会 理事長 新保 庄三 氏	平成30年2月2日(金)	宇都宮市文化会館 小ホール	450			
				<ul style="list-style-type: none"> 地域における子育て支援 	NLPスクール心につばさを！ 細谷 和博氏	平成30年1月11日(木)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
				<ul style="list-style-type: none"> 虐待予防 関係機関との連携、地域資源の活用 	保育と虐待対応事例研究会 主宰 佐藤 初美 氏	平成30年2月13日(火)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
			C	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援の意義 保護者に対する相談援助 	一般社団法人日本保育者支援協会 理事長 新保 庄三 氏	平成30年2月2日(金)	宇都宮市文化会館 小ホール	450			
				<ul style="list-style-type: none"> 地域における子育て支援 	NLPスクール心につばさを！ 細谷 和博氏	平成30年1月25日(木)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
				<ul style="list-style-type: none"> 虐待予防 関係機関との連携、地域資源の活用 	保育と虐待対応事例研究会 主宰 佐藤 初美 氏	平成30年2月27日(火)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150			
			7	マネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身につける。 	A	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントの理解 	株式会社フォーサイトコンサルティング 代表取締役 浅野 睦氏	平成30年1月15日(月)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150
							<ul style="list-style-type: none"> リーダーシップ 組織目標の設定 		平成30年1月23日(火)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150
							<ul style="list-style-type: none"> 人材育成 働きやすい環境づくり 		平成30年2月21日(水)	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150
B	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントの理解 	平成30年1月16日(火)				とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150				
	<ul style="list-style-type: none"> リーダーシップ 組織目標の設定 	平成30年1月29日(月)				とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150				
	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成 働きやすい環境づくり 	平成30年3月6日(火)				とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150				
C	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントの理解 	平成30年1月17日(水)				とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150				
	<ul style="list-style-type: none"> リーダーシップ 組織目標の設定 	平成30年2月20日(火)				とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150				
	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成 働きやすい環境づくり 	平成30年3月15日(木)				とちぎ福祉プラザ 福祉研修室	150				